

## 議案第 5 号

白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、都市計画法及び都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域内で開発行為が可能な区域から災害リスクの高い区域を除外するため、条例の一部を改正するものです。

白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例

白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる区域を含まない土地の区域

ア 政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域

イ 政令第29条の9第7号に掲げる区域として規則で定める区域

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号資料

○白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例（平成25年条例第32号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次に掲げる区域を含まない土地の区域</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>政令第29条の9第7号に掲げる区域として規則で定める区域</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>